

第2回大阪府市統合本部会議資料

大都市制度に関する 条例案について

平成24年1月12日

大阪府市統合本部事務局

条例案の概要＜検討試案＞

1. 条例の名称

大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例（仮称）

2. 条例の目的

- ◇首長と議会で、大阪の特性、実情に合った広域自治体、基礎自治体の具体的な姿など新しい大都市制度の基本的な計画（＝「基本計画」）をまとめる。
- ◇国の動向を踏まえ、地方自治法等の制度改正を促していく。
- ◇これらの検討の主体となる協議会の設置や構成、議会審議などの手続きを整備。

3. 条例で対応を工夫すべき点

課 題	検討方向
政府（第30次地制調）と国会の動きを踏まえた規定整備が必要	◇大阪自らが条例を制定し協議を先行させることにより、国に対して、大阪が考える新しい大都市制度を発信。 ◇協議会の設置から基本計画の策定までの取組を規定。 ①24年通常国会で法改正が行われれば、 ⇒法に基づく協議会に移行することを想定した規定整備 ②24年通常国会で法改正が行われなければ、 ⇒法改正に向けた制度提案を国に行う規定整備 (目途：24年9月議会後)
協議会と議会の役割の整理が必要	◇首長と議会がともに協議会に参加し、大都市制度の検討に取り組む。 ◇基本計画や制度提案等について、協議会で策定後、地方自治体の意思とするため、議会の役割を規定。 (例：同意、議決など)
大阪府、大阪市、堺市同内容の条例	◇協議会を構成する団体が、統一した内容の条例を制定することで条例に基づく円滑な協議を担保。 ⇒事前の調整や議会審議への対応など相互の緊密な連携が必要。

4. 条例に定める主な事項

① 協議会に関する事（名称例：大阪にふさわしい大都市制度推進協議会）

- 協議会の設置（目的・役割）、協議事項、委員構成、会長の選任・役割、会議の運営 など

② 基本計画の策定に関する事

- 計画に盛り込む事項、国への制度提案 など

【計画に盛り込む事項（例示）】

- 広域自治体・基礎自治体の統治機構、所掌事務、組織
- 広域自治体・基礎自治体間の税財源配分、基礎自治体間の財政調整
- 資産と負債の承継
- 財政運営・職員数に関するシミュレーション
- 基礎自治体の区域及び議員定数

※ 基本計画の協議内容を踏まえ、国への提案内容（新しい大都市制度の骨格となる規定や移行手続などに関する地方自治法等の改正）をとりまとめ。

③ 議会の役割に関する事

- 協議会への参画、基本計画や国への制度提案への議会の役割 など

大阪府、大阪市、堺市の条例でそれぞれの意思を明確にしたうえで、
共通のルールとするために「協議会規約」を3団体で締結。

5. 規約に定める主な事項

- 大阪府、大阪市、堺市がそれぞれの条例を尊重し、3者共同の取組として真摯に協議に臨むよう謳う
- 協議会の構成団体の変更ルール(=関係団体すべての合意を要すること)を明確化
- あわせて、協議会の組織運営に関することとして、
 - ・具体的な委員構成
 - ・協議会の組織運営の細目
 - ・協議会に係る経費の負担割合、執行方法などを規定

6. 当面の進め方

①議会調整をスタート

- 本条例に基づく取組は議会の役割が重要であり、議会の意見を十分踏まえて条例化
(特に、委員構成については長から議長へ依頼)

②堺市意向確認

- 1月中を目途に、協議会への参加の意向を確認

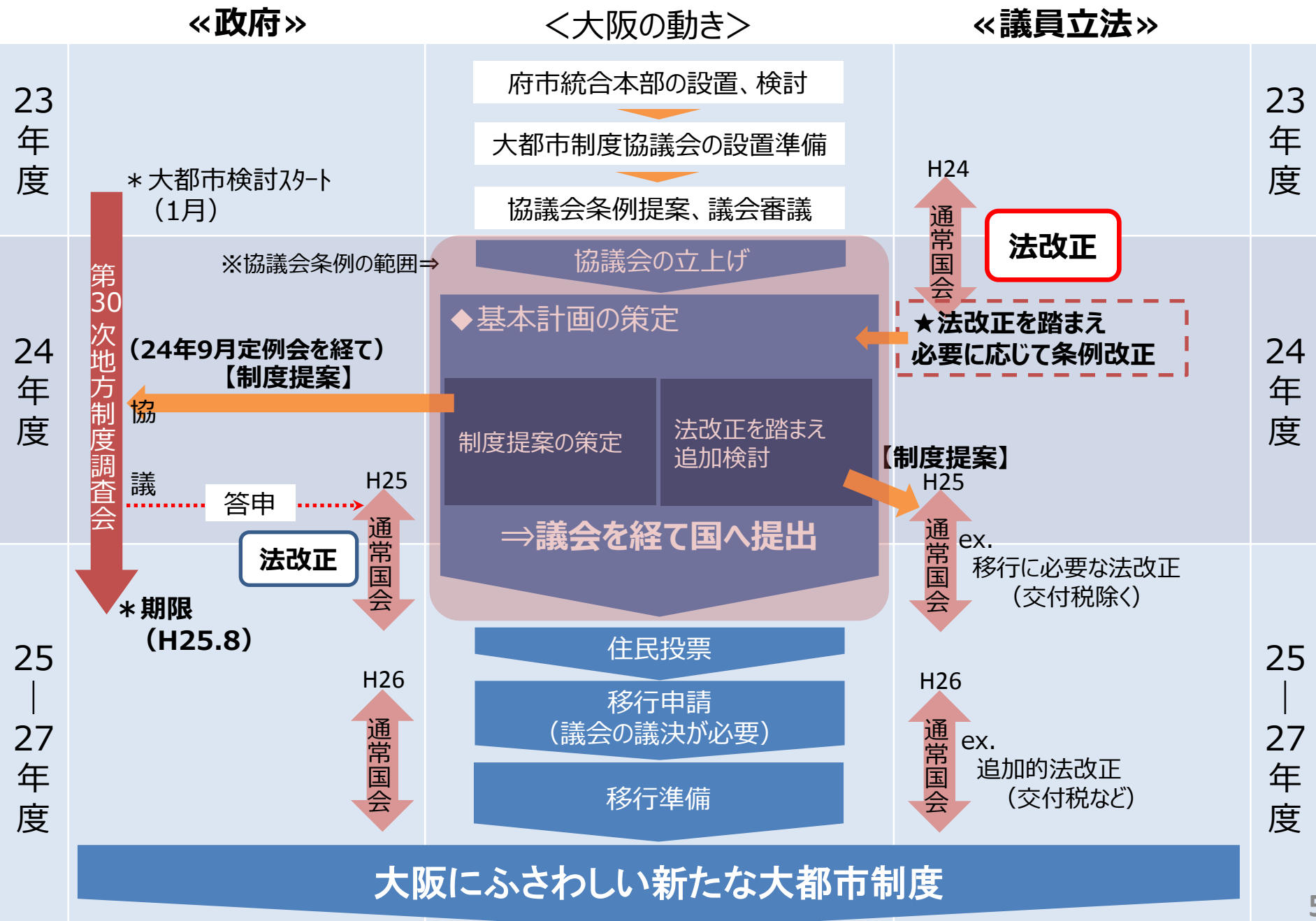
③条例案の確定

- 関係団体間で調整のうえ、2月上旬に条例案として確定

(参考) 定例会日程

- ・大阪府 2月23日～3月23日
- ・大阪市 2月28日～3月27日
- ・堺市 2月21日～3月23日

概括的なロードマップ



(参考) 国の動き

地方制度調査会	H23.8.24 第30次の地方制度調査会が発足（西尾会長） H24.1.17 「大都市制度のあり方」「議会はじめ住民自治のあり方」「震災を踏まえた基礎自治体の役割、行政体制」の議論。今後の進め方の確認 意見・答申 H25.8 任期終了
民主党	H23.12.22 第1回 地域主権調査会「大都市制度等WT」設置（逢坂座長） H23.12.27 第2回 WT
自民党	H23.12.14 第1回 大都市問題に関する検討PT（菅座長） H23.12.27 第5回 PT 中間報告（案）の提示 【中間報告案：自治法改正骨子】 ①都道府県と市町村で協議会設置 ②特別区に移行の協定書を作成 ③議会同意 ④住民投票 ⑤総務大臣に特別区の設置申請 ⑥特別区の設置、法制上の措置
公明党	H23.12.21 第1回 大都市自治問題PT（白浜座長）
みんなの党	H23.12.27 代表記者会見で自治法改正案 【自治法改正案】 《設置手続き》 ①都・特別区設置協議会の設置 ②都・特別区基本計画の策定（総務省事前協議） ③議会議決を経て都・特別区の設置申請 ④国会承認 ⑤都・特別区の設置 《事務配分、財源配分・財政調整》 ①事務・財源配分等協議会の設置 ②議会議決 ③意見書の提出 ④法制上の措置 《その他》 ①H24までに必要な法改正（交付税除く） ②H25までに交付税など追加的法改正